

SCEA・CMJ 合同オンラインセミナー 視聴者からのご質問について

Q=質疑 A=回答
(以下、順不同)

Q1) このセミナーのテキストは頂けないのでしょうか？

A1) セミナーの公開終了に伴いセミナーページでのダウンロードは終了しておりますので、テキストをご希望される場合は事務局までご連絡ください。(お問い合わせ先は最終ページに記載してございます。)

Q2) 以下の点について教えてください。(視聴者からのご質問原文のまま記載)

- ①S マーク認証は、本来製造、輸入か販売事業者の何れが実施するのが良いのか？
- ②製品モデル毎に必要なのか？
- ③工場場所変更時の必要性
- ④電安法用品区分が同一で製造年が更新時にも必要か？
- ⑤特定電気用品適合性試験との差分は？
- ⑥費用関係概要

A2) 以下にて回答します。

- ①S マーク認証の申請は国内外を問わず電気製品等の製造事業者、輸入事業者または販売事業者が行うことができます。
- ②製品モデル毎に認証します。
- ③登録された工場を変更する場合、変更先の工場を新たに登録する必要があるため、届け出をお願いします。
- ④ご質問の意図が分かりかねますが、S マークはモデル毎の認証ですので、電安法上のいわゆる型式区分の概念はありません。
- ⑤電安法対象製品の場合、S マーク認証基準は基本的に電安法の技術基準と同じとお考えください。一部安全のために S マーク追加基準を設けていますが、特定電気用品に関する S マーク追加基準は現時点ではありません。
- ⑥費用に関しては、A5) をご参照ください。

Q3) S マーク認証について、海外の製造事業者から輸入している製品に対して取得することは可能でしょうか？

A3) もちろん可能です。

Q4) 部品レベルでも適用できるとのことですが、例えばモーター、ベアリングなどはどうでしょうか？

A4) S マーク認証の対象は基本的に電気製品です。従ってモーターなどは対象となりますが、ベアリング等の機械部品は対象とはならないと考えられます。詳細は認証機関にお問い合わせください。

Q5) 費用のイメージがわかる資料があれば提供いただけませんか？

A5) 申請される認証機関により認証に関わる費用は異なります。当協議会では認証費用についてはお答えできませんので、詳細は認証機関へお問い合わせください。

- Q6) S マーク認証を取得することで、北米や欧州、中国などに輸出する際の CB 認証などで有利になるなど、トータル的に費用を抑えることが出来ますでしょうか？単純に市場での優位性だけがメリットですか？
- A6) S マーク認証の試験実施時に、例えば CB 認証のための試験を同時に行うことで、試験費用を抑えることができる場合がございます。なお評価を行うことのできる製品等については認証機関により異なりますので、詳細は認証機関へお問い合わせください。
- Q7) 認証機関による差はありますか？JQA/JET/UL/TUV ラインランドで得意な分野などがありますか？
- A7) 所有する試験設備等が異なることから、それぞれの認証機関で認証できる範囲は異なります。なお JET、JQA は日本の経済産業省との関係が深いこと、UL Japan は米国の UL の日本法人であり、TUV ラインランドジャパンはドイツの TUV ラインランドの日本法人であるという背景からそれぞれの地域とのつながりが強いことなど、認証機関毎に特徴がございます。
- Q8) 東南アジアへ輸出される電気製品に関する法規について、1国ずつ解説を希望します。
- A8) 当協議会は国内で販売される電気製品の安全認証の推進を主たる業務としておりますので、海外への輸出に関する法規については回答しかねます。
- なお S マークの認証機関では海外での試験・認証等を支援する業務を行っておりますので、詳細は各認証機関へお問い合わせください。

===== 【セミナーに関するお問い合わせ先】 =====

電気製品認証協議会(SCEA)/電気用品部品・材料認証協議会(CMJ)
認証制度共同事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1 丁目 18 番 13 号 協建新宿 1 丁目ビル 4 階

E-mail : scea-cmj_seminar@s-ninsho.com

Website : <https://www.s-ninsho.com/>

以上